

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

◆令和4年10月1日からの保険証は9月中に郵送します◆

後期高齢者医療制度改正により、令和4年度は保険証を2回発行します。
うぐいす色(薄緑色)の保険証の有効期限は令和4年9月30日です。

- ◆ 10月1日からの保険証は「クリーム色」です。
- ◆ クリーム色の保険証の有効期限は令和5年7月31日です。
- ◆ 現在1割負担の方のうち一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。
※住民税非課税世帯の方は、1割負担です。

後期高齢者医療保険証
氏名 広城 太郎
生年月日 昭和28年4月1日
保険料負担率 1割
有効期限 令和4年9月30日

10月からの一部負担金割合は、9月中にお送りする保険証をご確認ください。

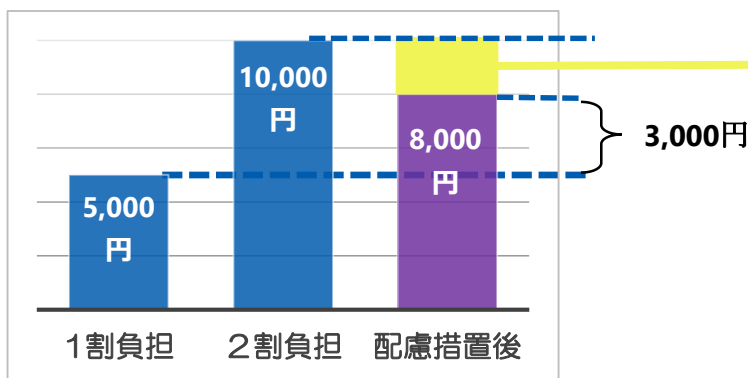
有効期限にご注意ください

◆自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減(配慮措置)について◆

令和4年10月1日からの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の、急激な自己負担額の増加をおさえるため、外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円までとなります(入院の医療費は対象外)。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します(払い戻します)。

☆配慮措置が適用される場合の計算方法

(例) 1か月の外来の医療費全体額が50,000円(1割負担5,000円)の場合



払い戻し額 2,000円

※1割負担額+3,000円を超えた額が払い戻されます。

※2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、
令和4年9月下旬に
滋賀県後期高齢者医療広域連合から
申請書を郵送します。

不審な電話・メール・訪問にご注意ください

- 口座登録は滋賀県後期高齢者医療広域連合から郵送による登録のみです。
- 電話や訪問で暗証番号などをお聞きすることや、キャッシュカード、通帳をお預かりすることは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話やメールがあったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(TEL(局番なし)#9110)または消費生活センター等(TEL(局番なし)188)にお問い合わせください。

彦根市 保険年金課 ☎ 0749-23-3811 (後期高齢者医療保険専用ダイヤル) ※令和5年3月31日まで開設

今回の制度見直しの背景等に関するご質問等

- 厚生労働省コールセンター
電話番号: 0120-002-719
受付日時: 9時から18時(日曜日、祝日、年末年始を除く)

医療費の自己負担割合の見直しや負担軽減(配慮措置)に関するご質問

- 滋賀県後期高齢者医療広域連合コールセンター
電話番号: 0570-043-110 ※通話料金がかかります。
受付日時: 9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を除く) ※令和4年12月28日まで開設